

居宅介護支援重要事項説明書



介護老人保健施設 あさいケアセンター
居宅介護支援事業所

居宅介護支援事業所重要事項説明書

＜令和6年4月1日現在＞

I 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

相談窓口 0120 - 58 - 5677 (フリーダイヤル)

電 話 0475 - 58 - 1177

担 当

II あさいケアセンター 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定事業所番号及びサービス提供地域

事業所名	介護老人保健施設 あさいケアセンター
所在地	千葉県東金市家徳 157 - 1 地域区分 7級地 (1単位10.21円)
介護保険指定事業所番号	居宅介護支援 1250880013
サービスを提供する地域	東金市・山武市・大網白里市・九十九里町 横芝光町・芝山町・八街市・茂原市

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	区 分				職務の内容等
	常 勤(人)		非常勤(人)		
	専従	兼務	専従	兼務	
管理者		1			従業員及び業務の管理を一元的に行う
主任介護支援専門員	2以上	1			指定居宅介護支援の提供にあたる
介護支援専門員	3以上				指定居宅介護支援の提供にあたる

(3) 営業時間

月曜～土曜 午前 9時00分～午後5時30分 ただし、1月1日～1月3日までを除く

* 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保しております。

Ⅲ 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

- (1) 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
 - (2) 利用者の主体的な参加のため当該地域における複数の指定居宅サービス事業所等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に提供します。
また、居宅サービス計画書に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由を利用者及び、その家族に説明を行います。
 - (3) 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅介護サービス計画の原案を作成します。
 - (4) 居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
 - (5) 居宅サービス計画作成後においては、利用者及びその家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。また、居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、指定居宅サービス事業者との連絡調整を行います。
- ※ 利用者又はその家族の同意がある場合、サービス担当学会議及び入院中のカンファレンスをテレビ電話装置等(オンラインツール)を活用して行う場合があります。
- ※ テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリング
利用者の同意を得た上で、サービス担当学会議等において、次に掲げる事項について主治医担当者その他の関係者の合意を得ていること。(i)利用者の状態が安定していること。
(ii)利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること(家族のサポートを含む)。
(iii)テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。少なくとも2月に1回は利用者の居宅を訪問します。
- (6) 利用者の状態について、定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。
 - (7) 入院先医療機関との早期からの連携を促進するため、利用者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には担当の介護支援専門員の名前や連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう、利用者又はその家族へ事前に協力を求めます。
 - (8) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

Ⅳ 利用料金及びその他の費用について

- (1) 利用料(地域区分割合7級地10.21加算含む)
要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので、自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。
このサービス提供証明書を後日、各市町村の窓口に出しますと全額払戻しを受けられます。

居宅介護支援費(Ⅰ)

要介護区分 取扱い件数区分	要介護 1・2	要介護 3・4・5
介護支援専門員1人あたりの利用者数が45未満の場合	居宅介護支援費Ⅰ 11,088円	居宅介護支援費Ⅰ 14,406円
〃 45以上である場合において45以上60未満の部分	居宅介護支援費Ⅱ 5,554円	居宅介護支援費Ⅱ 7,187円
〃 45以上である場合において60以上の部分	居宅介護支援費Ⅲ 3,328円	居宅介護支援費Ⅲ 4,308円

居宅介護支援費(Ⅱ)

※情報通信機器(人工知能関連技術を含む)の活用または事務職員の配置を行っている場合

要介護区分 取扱い件数区分	要介護 1・2	要介護 3・4・5
介護支援専門員1人あたりの利用者数が50未満の場合	居宅介護支援費Ⅰ 11,088円	居宅介護支援費Ⅰ 14,406円
〃 45以上である場合において50以上60未満の部分	居宅介護支援費Ⅱ 5,380円	居宅介護支援費Ⅱ 6,973円
〃 45以上である場合において60以上の部分	居宅介護支援費Ⅲ 3,226円	居宅介護支援費Ⅲ 4,186円

特定事業所集中減算

2,042円

正当な理由のない特定の事業へのサービスの偏りの割合が80%を超える場合に居宅介護支援費より減算

加 算	加算額	算定要件等
特定事業所加算(Ⅰ)	5,298円	①常勤専従の主任介護支援専門員を2名以上配置。 ②常勤専従の介護支援専門員を3名以上配置。 ③利用者に関する情報またはサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催している。 ④24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している。 ⑤算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4及び要介護5である者の占める割合が100分の40以上である。 ⑥当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施している。 ⑦地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても当該支援が困難な事例に係る者に居宅支援を提供している。 ⑧家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に感ずる知識等に関する事例検討会、研修等に参加している。 ⑨居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていない。 ⑩指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の介護提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員一人当たり45名未満(居宅介護支援費Ⅱを算定している場合は50名未満)である。 ⑪介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力体制を確保している。 ⑫他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施している。 ⑬必要に応じて多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが、包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している。
特定事業所加算(Ⅱ)	4,298円	常勤専従の主任介護支援専門員を1名以上配置。 及び、上記②③④⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬の基準に適合する。

特定事業所加算(Ⅲ)	3,297円	常勤専従の主任介護支援専門員を1名以上配置。 常勤専従の介護支援専門員を2名以上配置。 及び、上記③④⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬の基準に適合する。
特定事業所加算(A)	1,163円	常勤専従の主任介護支援専門員を1名以上配置。 常勤・非常勤の介護支援専門員を各1名以上配置。 及び、上記③④⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬の基準に適合する。
特定事業所医療介護連携加算	1,276円	(1)退院・退所加算に係る病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設との連携の回数が35回以上である。 (2)ターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定している。 (3)特事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定していること。

加算	加算額	算定要件等
初回加算	3,063円	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
入院時情報連携加算(Ⅰ)	2,552円	利用者が病院又は診療所に入院した日の内に、当該病院、又は診療所の職員に対して当該利用者の係る必要な情報を提供した場合 利用者1人につき1月1回を限度とし加算
入院時情報連携加算(Ⅱ)	2,042円	利用者が病院又は診療所に入院してから3日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合、利用者1人につき1月1回を限度とし加算
退院・退所加算(Ⅰ)イ	4,594円	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により一回受けている
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	6,126円	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより一回受けている
退院・退所加算(Ⅱ)イ	6,126円	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により二回以上受けている
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	7,657円	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を二回受けておりうち一回以上はカンファレンスによる
退院・退所加算(Ⅲ)	9,189円	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を三回受けておりうち一回以上はカンファレンスによる
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,042円	病院又は診療所の求めにより、当該医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問しカンファレンスを行い、必要に応じて当該利用者の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合 利用者1人につき月2回を限度とし加算
ターミナルケアマネジメント加算	4,084円	在宅で死亡した利用者に対して、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状態等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置づけた居宅サービス事業所に提供した場合、1月につき加算 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取り組みを行った場合
通院時情報連携加算	510円	利用者一人につき、1月に1回の算定を限度として加算 利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画(ケアプラン)に記録した場合

(2) 交通費

前記Ⅱの(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がおたずねするために下記の交通費をいただきます。

サービス提供地域外への訪問	片道2Kmまでは無料 以後2Kmごとに100円
---------------	----------------------------

(3) 解約料

利用者の都合により解約した場合、下記の料金をいただきます。

契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で解約した場合	5,000円
千葉県国民健康保険団体連合会への給付管理票の提出が終了後に解約した場合	料金は一切かかりません

(4) 支払方法

料金が発生する場合、月ごとの清算とし、毎月10日までに毎月分の請求を致しますので、1ヶ月以内にお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行します。お支払い方法は、銀行振り込み、現金支払いの2通りの中からご契約の際に選べます。

(5) 看取り期におけるサービス利用に至らなかった場合

居宅サービス等の利用に向けて、介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの、利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理の為の準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定することができます。

V サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所の介護支援専門員がお伺いいたします。契約をしたのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

＊利用者の都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くださればいつでも解約できます。

＊当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合、終了1ヶ月前までに文書で知らせるとともに、地域の他の居宅介護支援事業所をご紹介します。

＊自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)または要支援1・要支援2と認定された場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

＊その他

利用者やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただきます。

VI 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

- 1 事業所の介護支援専門員は、利用者が「あきらめない気持ちを大切に…」の考え方を大切にして、要介護状態になっても自分の家族あるいは住み慣れた地域で、可能な限り居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅介護支援を行います。
- 2 事業所の介護支援専門員は、利用者の選択に基づき、適正な保健・医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的且つ効率的に提供されるよう配慮します。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の意見及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービスが特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公平中立を行います。
- 4 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- 5 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るため、研修会に従業員を派遣するほか、事業所内において自主研修を行います。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

- 1 利用者一人ひとりのケアの目標を明確にし、自立の姿を示す
- 2 ケアプラン作成者がケアの判断基準や根拠を明らかにできる
- 3 職種を越えた共通言語によって、多種多様なスタッフが共通理解のもとでケアを進める

(3) サービス利用のために

事 項	備 考
介護支援専門員の変更	変更を希望される方はお申し出ください
調査(課題把握)の方法	MDS-HC、インターライ方式
介護支援専門員への研修の実施	前記 VIの(1)の5参照
契約後、居宅サービス計画の作成 段階途中で利用者のご都合により解約した場合の解約料	前記 IVの(3)参照

(4) 人権擁護と高齢者虐待防止について

当事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 1 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者 あさいケアセンター 事務課長：市東 重伸
- 2 当事業所は、虐待防止のための指針を整備します。
- 3 当事業所は、成年後見制度の利用を支援します。
- 4 当事業所は、苦情解決体制を整備しています。
- 5 当事業所は、身体拘束廃止に向けた取組の指針を整備します。
- 6 当事業所は、従業者に対する人権擁護・虐待防止・身体拘束廃止の委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる)を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ることとします。
- 7 当事業所は、従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できるメンタルヘルス・ハラスメント(ご利用者・ご家族含む)体制を整えるほか、従業者がご利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- 8 サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待や身体拘束を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村等に通報します。

(5) 事故発生時の防止及び事故発生時の方法について

事業者は、事故発生時の防止及び事故発生時の方法のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 1 当事業所は、事故が発生した場合の対応、次に規定する報告の方法が記載された事故発生防止のための指針を整備します。
- 2 当事業所は、事故が発生した時またはそれに至る危険性がある事態が生じた時に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制を整備します。
- 3 当事業所は、事故発生防止のための委員会及び介護支援専門員その他の従業員に対する研修を定期的に行います。
- 4 当事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 5 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録を行います。
- 6 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

(6) 業務継続計画の策定等について

当事業所は、感染症や災害が発生した場合には、サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るために、業務継続計画を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講じます。

- 1 当事業所は、感染症対策指針を整備します。
- 2 当事業所は、感染症発生防止のための委員会及び従業者に対する研修、発生時の訓練を定期的に行います。
- 3 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(7) 感染症の予防及びまん延防止について

当事業所は、感染症の発生とまん延を防止するために、次に掲げるとおり措置を講じます。

- 1 感染がまん延している場合、サービス担当者会議は利用者・家族の同意を得て、テレビ電話装置等を活用し実施します。その際は、厚労省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守します。
- 2 感染症及びまん延の防止のための指針を整備します。
- 3 感染症及びまん延の防止のための研修会及び訓練を定期的に行います。

(8) 非常災害対策について

- 1 当事業所に災害対策に関する担当者を置き、非常災害対策に関する取組みを行います。
- 2 防災対応：消防計画に基づき速やかに消化活動に努めるとともに、避難・誘導にあたります。
- 3 防災設備：防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、必要設備を設けます。
- 4 防災訓練：消防法に基づき、消防計画等の防災計画を立て、従業者及び利用者・地域住民の参加が得られるよう連携し消化通報、避難誘導を年間計画で実施します。
- 5 当事業所は、大地震等の事前災害、感染症のまん延等、あらゆる不測の事態が発生しても事業を継続できるよう計画(BCP)を策定し、研修の実施、訓練を定期的に行います。

VII サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の利用者相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を賜ります。

管理者： 水口 朋子 電話 0120-58-5677

(2) その他

当事業所以外に、市町村の相談窓口等に苦情を伝えることができます。

東金市役所 高齢者支援課	0475-50-1219
山武市役所 高齢者福祉課	0475-80-2641
大網白里市役所 高齢者支援課	0475-70-0309
九十九里町役場 健康福祉課	0475-70-3183
横芝光町役場 福祉課	0479-84-1257
芝山町役場 福祉保健課	0479-77-3925
八街市役所 高齢者福祉課	043-443-1207
茂原市役所 福祉部高齢者支援課	0475-20-1572
千葉県国民健康保険団体連合会	043-254-7428

VIII 情報の公表について

当施設の情報が「千葉県介護サービス情報の公表」のサイトからご覧になれます。
詳しくは下記のホームページに接続してください。

<http://www.kaigo.pref.chiba.ig.jp/index.html>

IX 当事業所の概要

名称・法人種別 : 医療法人静和会
代表役職・氏名 : 理事長 浅井 禎之
本社所在地・電話番号 : 千葉県東金市家徳157-1 0475-58-6781
定款の目的に定めた事業

- 1 介護老人保健施設 あさいケアセンター
- 2 短期入所療養介護
- 3 通所リハビリテーション
- 4 訪問リハビリテーション
- 5 居宅介護支援事業所
- 6 介護予防短期入所療養介護
- 7 介護予防通所リハビリテーション
- 8 介護予防訪問リハビリテーション

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者所在地	千葉県東金市家徳157-1
名 称	介護老人保健施設 あさいケアセンター 居宅介護支援事業所

説明者氏名

☐ 私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要な説明を受け、同意します。
☐ 私は、テレビ電話装置等を活用した面接等を行うことについて、同意します。

令和 年 月 日

〈利用者〉 〈住 所〉 _____

〈氏 名〉 _____

〈身元引受人〉 〈住 所〉 _____

〈氏 名〉 _____